

議案第31号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区
条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第3項中「300円」を「600円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年1月8日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条の4第3項の規定は、この条例の施行の日以後に墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号）第2条第8号に規定する第3種特定自転車駐車場の利用開始日時の確認を受け、かつ、令和5年1月11日以後に利用を終了する場合に係る使用料の算定についてから適用し、同日前に利用を終了する場合に係る使用料の算定については、なお従前の例による。

（提案理由）

錦糸町駅周辺における自転車駐車場の利用状況の平準化を図るため、第3種特定自転車駐車場の使用料の上限額を、1台につき24時間までごとに300円から1台につき24時間までごとに600円に引き上げる必要がある。